

組合員証等（保険証）が手元にないときでも、医療機関を受診することができます！



Q



組合員証等^{※1}（保険証）が手元にない状態で、医療機関を受診することができますか？

A

マイナンバーカードをお持ちの方で、保険証利用に申し込みをしている方は、組合員証等が手元になくとも受診ができます。（この場合は、その医療機関がマイナンバーカードで受診できるか、事前に確認する必要があります。）

通常、組合員証等やマイナンバーカードを提示することで、窓口では医療費の3割^{※2}を支払いますが、組合員証等やマイナンバーカードを持っていなかった場合は、かかった医療費全額（10割）をその場で支払うこととなります。



※1 組合員証等とは、組合員証・組合員被扶養者証のことをいいます。

※2 70歳以上75歳未満（高齢受給者）については2割（一定以上所得者：3割）・未就学児については2割

マイナンバーカードをお持ちの方 保険証利用の申込方法

スマートフォンなどを利用して「マイナポータル」（政府運営のオンラインサービス）で申し込みができます。

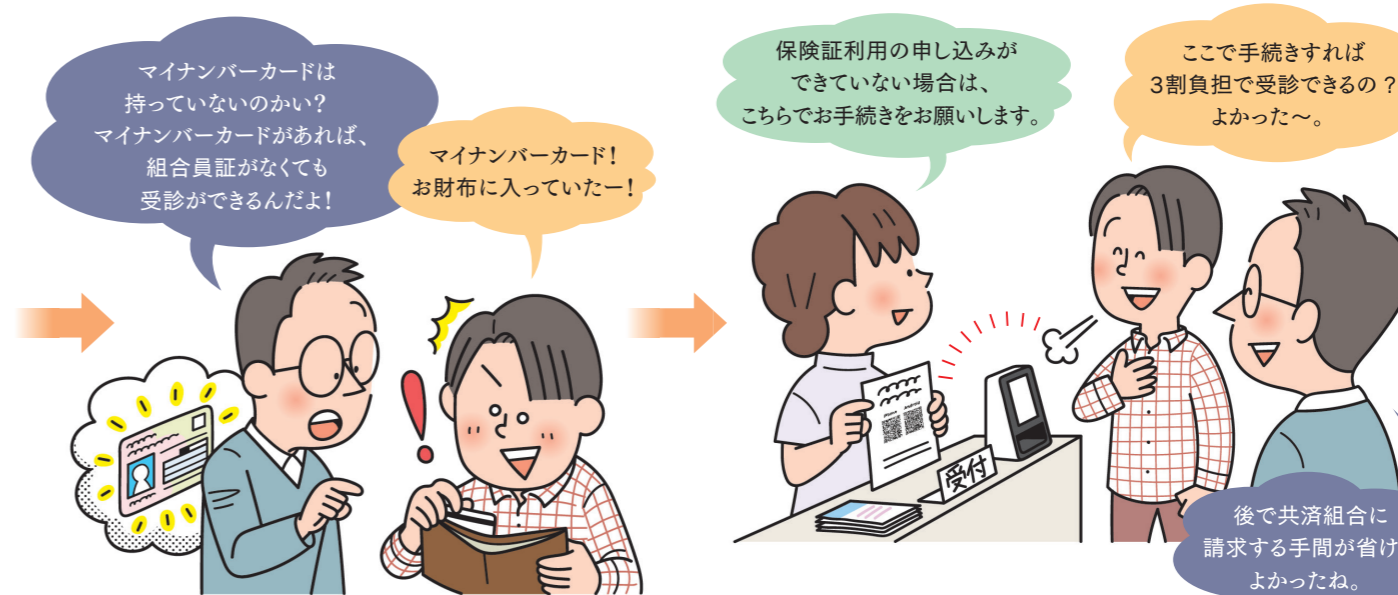
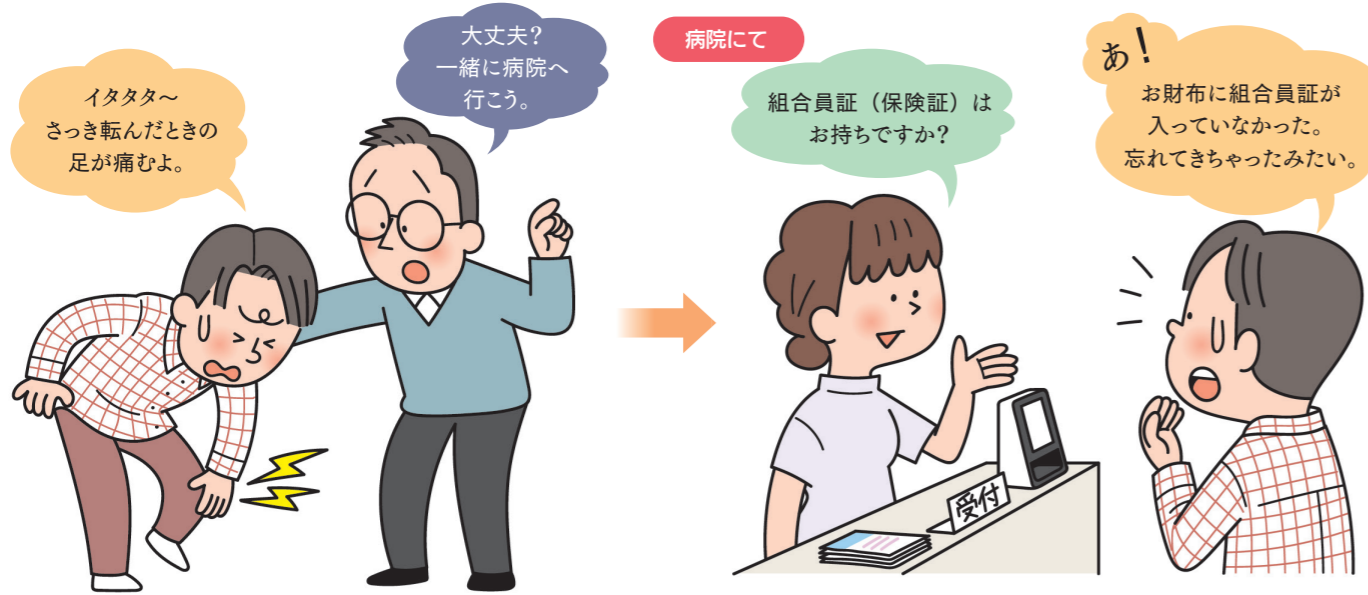
（注）各市区町村の住民向け端末、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーなどでも申し込みできます。

✓ 必要なものはこちらです！

- 申込者本人のマイナンバーカード
+あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン
（またはPC + ICカードリーダー）
- アプリ「マイナポータル」のインストール

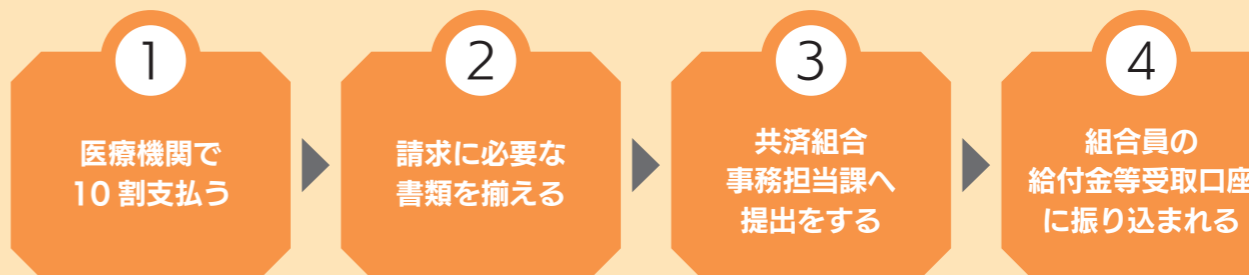


ここを
タップ



医療費全額（10割）を支払った方

● 請求方法は？



● ②の「請求に必要な書類」とは？

- 1 「療養費・家族療養費・高額療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金請求書」
- 2 診療報酬明細書（レセプト）[※]の原本
- 3 領収書の原本

※診療報酬明細書（レセプト）とは、患者が受けた診療について、医療機関が保険者に請求する傷病名や治療内容、診療報酬点数などが記載された医療報酬の明細書のことをいいます。医療機関に依頼しないと発行されないため、病院の窓口で「保険者に請求するため、診療報酬明細書（レセプト）をください」とお伝えください。
※医療機関によっては発行手数料が必要な場合もありますが、自己負担となりますのでご承知おきください。
※「診療明細書」や「明細書兼領収書」等、類似したものがありますが、「診療報酬明細書（レセプト）」とは異なります。

請求する際は、①の請求書に診療報酬明細書（レセプト）および領収書の原本を添付して、共済組合事務担当課に提出してください。

なお、共済組合から給付する際は、短期給付決定通知書を共済組合事務担当課を通じて送付しており、給付金額や支給日等を確認できます。

また、本人負担分（3割）が高額の場合、高額療養費および一部負担金払戻金（家族の場合は家族療養費附加金）を合わせて支給します。

Ⓧ 組合員証等を提示せず受診すると「自由診療」となり、本来の医療費より多くの自己負担を要する場合がありますので、万が一に備え、組合員証等またはマイナンバーカードは必ずお持ちください。

不明な点は共済組合保険課

（TEL 054-202-4844）まで！

